

大分県報

令和三年
第二〇四号
五月六日

（木曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………一

○告示

大分県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、竹田市荻町桑木七百四十八番地三の後藤善徳ほか一人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年五月六日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理）	桑木地区	令三・五・六から 令三・五・二六まで	竹田市役所